

国民健康保険からのお知らせ

その1 40歳から74歳の方へ！ 特定健診は受けましたか？

5月～7月の集団健診を受診できなかった方へ朗報です！

12月1日から町立松前病院で特定健診を無料で受けられます。

個別の健診については予約制（電話可）のため、受診の1週間前までに町立松前病院へお申し込みください。

| | |
|----------|------------------------------|
| 個別健診実施期間 | 12月1日～3月31日の月曜日から金曜日まで |
| 健診の開始時間 | 午後3時から（開始時間の15分前までにお集まりください） |
| 受付人数 | 1日 3名まで |
| 当日持参するもの | ●保険証 ●受診券※ ●問診票 |
| 申し込み先 | 町立松前病院 ☎42-2515 |

※ 受診券を失くされた場合など、特定健診についてのお問い合わせは、
役場福祉課医療担当（☎42-2275 内線247）まで連絡してください。

その2 平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費が見直されます！

（見直し前）3区分

（見直し後）5区分

| 負担区分 | | 1ヶ月の自己負担限度額 | 変更なし | 負担区分 | | 1ヶ月の自己負担限度額 |
|-------|----------|--|---------------------------|------|---|--|
| 課税世帯 | 上位所得者（A） | 150,000円＋ （総医療費－500,000円）×1% （4回目～83,400円） | | → | ア | 旧ただし書き所得 901万円超 |
| | 一般（B） | 80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1% （4回目～44,400円） | イ | | 旧ただし書き所得 600万円～901万円以下 | 167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1% （4回目～93,000円） |
| ウ | | | 旧ただし書き所得 210万円～600万円以下 | | 80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1% （4回目～44,400円） | |
| 非課税世帯 | 低所得者（C） | 35,400円 （4回目～24,600円） | エ | | 旧ただし書き所得 210万円以下 | 57,600円 （4回目～44,400円） |
| | | | オ | 低所得者 | 35,400円 （4回目～24,600円） | |

※旧ただし書き所得：総所得金額から基礎控除の33万円を差し引いた額。

- ◆ 平成26年8月から11月の間に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付手続きをされた方については、限度額証の有効期限が12月31日までとなっておりますので、1月からお使いいただける限度額証を12月24日頃ご自宅へ郵送いたします。

なお、70歳以上の方については、自己負担限度額の変更はありません。

お問い合わせ先 福祉課（医療担当） ☎42-2275 内線247